

科学技術・学術政策研究所で生じた問題と2026年3月28日のWish2Reformによる初回情報発信までの経緯を1枚紙で紹介

概要

文部科学省 科学技術・学術政策研究所（NISTEP）で生じた「①同僚の上席研究官の勤務実態が不透明な恒常的テレワークと大幅な報告書公開遅延」「②上司（総括上席研究官）の散漫な業務姿勢と不適切な業務管理」「③所長による問題の放置とガバナンス不全」について整理し、刑事告発状の提出と2026年3月28日のWish2Reformによる情報発信に至る経緯を示します。

科学技術・学術政策研究所と私の立場



科学技術・学術政策研究所

- 文部科学省直轄の科学技術政策に関わる調査研究を行う国の研究機関（国立試験研究機関）
- 通称として、NISTEP（ナイスステップあるいはニステップ）とも呼ばれる



私：齋藤 経史（さいとう けいじ）

- 2020年6月から2025年5月末まで第1調査研究グループの常勤の上席研究官
- 2025年6月から2026年3月末まで同グループの非常勤の客員研究官
- 川村上席は着任後、同じグループの同僚橋本総括は着任後、直属の上司（管理職）
- 博士課程学生や修了者に関する調査や博士人材データベース（JGRAD）事業を担当していた

科学技術・学術政策研究所において生じた3層の問題



当時の同僚（上席研究官）の問題

不透明なテレワーク勤務と反復した報告書公開遅延

- 2021年9月に第1調査研究グループに着任した川村上席は、2026年3月まで勤務日の9割以上がテレワーク
- 着任後間もない2022年1月に公開した報告書（調査資料317）に誤字脱字や不正確な表記が多数あり、修正対応も不誠実
- 橋本総括の着任時に2024年9月公開予定としていた2022年度博士人材追跡調査に基づく報告書が、反復した公開延期により、2026年3月時点においても未公開

私と他の職員は連携して、川村上席の不透明な勤務実態と報告書公開遅延を是正するための対策を橋本総括に繰り返し提案（しかし、橋本総括の対応は緩慢であり、問題を事実上放置）



当時の上司（総括上席研究官）の問題

散漫な業務姿勢と不適切な業務管理

- 2024年8月に第1調査研究グループの総括上席研究官（グループ長）に着任した橋本総括は、散漫で真剣味に欠ける業務姿勢
- 川村上席の進捗管理のみならず、博士人材データベース（JGRAD）事業の業務支援や引継ぎに関しても不適切な対応
- 私が客員研究官として勤務していた際のオンラインJGRAD連絡会への参加を他の客員研究官とバランスを欠く形式で拒否（人事院の具体例に照らし、パワー・ハラスメントに該当し得る）

2025年9月26日、私は塩崎所長を含む4名の職員に対して、JGRAD事業や川村上席への対応を含む橋本総括の問題を報告し、是正を要請（しかし、塩崎所長は形式的対応にとどまり、問題を事実上放置）



当時の研究所責任者（所長）の問題

形式的対応による問題放置とガバナンス不全

- 2025年7月、塩崎所長が着任
- 私からの橋本総括および川村上席の問題報告直後の2025年9月29日に進捗管理やテレワーク勤務に関する方針を示した「業務運用の適正化について」を所内イントラネットに掲示
- 2025年10月以降も川村上席の9割以上のテレワーク勤務が続き、報告書の公開延期も繰り返された（形式的な対応にとどまり、問題を事実上放置）
- JGRAD事業の運営体制や引継ぎが不十分であることを認識しながらも、関係者から十分な意見聴取や調整を行わず、唐突な事業終了を承認

主な出来事（タイムライン）

2021年9月



- 川村上席が第1調査研究グループに着任
- 着任直後から9割以上がテレワーク勤務（着任当初はコロナ対応中であつたため、あまり気にならなかった）

2022年1月、3月



- 川村上席が主著者として2022年1月に調査資料317を公開
- 3月に調査資料内に数多くの誤記や不正確な表現が発見され、川村上席は指摘されても不誠実な対応

2023年1月、2024年3月



- 川村上席が主著者として2023年1月、2024年3月に調査資料を公開
- これらの調査資料の公開には橋本総括の前任の総括による献身的な業務管理と支援があった

2024年8月～



- 橋本総括が第1調査研究グループに着任
- 私と他の職員から川村上席の勤務実態が不透明なテレワークや反復した報告書の公開延期の問題を指摘しても、橋本総括は事実上放置

2025年5月、7月



- 橋本総括の情報の非共有によって、JGRAD事業の引継ぎが不十分なまま、私が常勤の上席研究官を2025年5月末で退任（以後2026年3月末までJGRAD事業に関する非常勤の客員研究官）
- 2025年7月に塩崎所長が着任

2025年9月



- 2025年9月のオンラインJGRAD連絡会への私の参加を橋本総括が拒否
- JGRAD事業や川村上席への対応を含む橋本総括の問題を塩崎所長ら4名にメールで報告し、是正を要請（その後、総務課職員と面談）
- 塩崎所長は業務管理やテレワークの方針を所内イントラネットに掲示

2025年10月～2026年2月



- 2025年10月以降も川村上席の9割以上のテレワーク勤務と反復した報告書公開延期を継続
- 2026年2月に科学技術・学術政策研究所は、関係者への十分な説明や調整を行わないまま、唐突にJGRAD事業の中止を発表

2026年3月



- 不就労疑惑および不就労の可能性が十分にあると認識しながら黙認したことについて、東京地方検察庁へ刑事告発状を送付
- 3月28日に内部告発・第3号公益通報としてウェブサイト（Wish2Reform）で情報を一般公開

川村上席対応と唐突なJGRAD事業中止に共通する背景

川村上席への対応とJGRAD事業の唐突な中止には、「①担当者・現場レベルの不適切な業務遂行」「②管理職による業務把握・支援・是正の欠如」「③所長を含む組織上層部による実効的な是正措置の欠如」という共通した3層の問題がありました。各段階で本来機能すべき確認・是正の仕組みが、いずれの層でも十分に働かなかつたことが、両問題に共通する背景になっています。

Wish2Reformで訴えたいこと（2026年3月28日における情報発信）

本件の背景には、公務員組織の人事評価等において職階の高い職員が低い職員を一方向的に評価し、低い職員からの批判や問題提起を軽視・黙殺しても責任を問われにくい構造があると考えています。360度評価に相当する評価制度に加え、職階の高い職員に関する問題を独立した立場から検証し、是正につなげる制度の創設を求めます。

2026年3月28日のWish2Reformによる情報発信後に発生したこと、明らかになったことに基づく8月14日の発信内容を1枚紙で紹介

概要

2026年3月28日のWish2Reformによる情報発信後、科学技術・学術政策研究所や関係組織をめぐって複数の動きがありました。本資料では、「①第1号公益通報の開始と刑事告発状の返送」「②消えた2022年度調査の報告書と情報公開請求」「③文部科学省大臣官房による公益通報対応」という3つの側面から、その後の経過を紹介します。

①第1号公益通報の開始と刑事告発状の返送

【文部科学省 大臣官房とのやりとり】

- 3月30日に文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室（公益通報窓口）に対して、科学技術・学術政策研究所における問題を公益通報としてメール連絡
- 公益通報窓口からはメール送付から8日後の4月7日に初めて返信があり、その内容は科学技術・学術政策研究所の職員に関する通報は外部（第2号）公益通報の対象外との説明
- 私から内部公益通報として取り扱わない理由等を尋ね、その後のやり取りを経て4月14日に内部公益通報のメールアドレス提示を受け、同日改めて内部（第1号）公益通報として通報メールを送付

【東京地方検察庁とのやりとり】

- 3月13日に東京地方検察庁に送付した刑事告発状は「弁護士等の法律実務家に相談されることも御検討願います」という、再提出を促す文面とともに提出物が返送され、私は4月15日にこれを受領

法律実務家とも相談し、刑事告発状の再提出を検討するものの、文部科学省 大臣官房による第1号公益通報への対応が完了するまでは、いったん再提出を保留

②消えた2022年度調査の報告書と情報公開請求

- 2022年度博士人材追跡調査に基づく報告書は未公開のまま、2023年度調査に基づく「第5次報告書」（調査資料356）が2026年5月29日に先に公開
- 調査資料356の公開後に正誤表と改訂版報告書が公開されるが、「正誤表に掲載されていないサイレント修正」「改訂版報告書において修正不十分または未修正」「改訂版報告書において新たに生じた記載ミス」など、報告書改訂に関する様々な問題
- （私は調査資料356の公開後に気がついたが、）第5次報告書が2023年度調査に基づくことは、2026年3月12日に開催されたレビューセミナーにおいて、当時の橋本総括から説明されていた

「2022年度調査に基づく報告書が未公開」となっている経緯が不明であるため、関連する行政文書8種の情報公開請求を科学技術・学術政策研究所に対して実施

調査資料356「博士人材追跡調査－第5次報告書－」の修正状況

A	NISTEP正誤表に対応する修正	16項目（高11／中3／低2）
B	Ver.2でサイレント修正	26項目（高14／中3／低9）
C	Ver.2で修正不十分	6項目（高5／中0／低1）
D	Ver.2で未修正	31項目（高11／中1／低19）
E	Ver.2で新規発生	1項目（高1／中0／低0）

改訂重要度： 高 中 低

実施した情報公開請求（8種）

- 2022年度調査の委託費用
- 2022年度調査の回答者数
- 未公開の経緯説明（所内決裁）
- 未公開の経緯説明（回答者向け）
- 大規模調査3種に関する各年度計画
- 2024年7月の所管事項説明資料
- 報告書スケジュール（「調整中」記入）
- スケジュールにおける「調整中」の根拠

③文部科学省 大臣官房による公益通報対応

- 4月22日に資料等の提出依頼を受け、東京地方検察庁へ提出したものと同一のファイル一式を格納した電子媒体を郵送し、5月1日に内部公益通報として正式受理の連絡を受ける
- 正式受理の連絡後、あえて私から追加の情報提供や進捗報告の依頼を行わず、大臣官房による調査や連絡を待つことにしていた。
- 正式受理の連絡から81日が経っても私への連絡が全くなかったため、7月21日に私から進捗等をメールで照会。その後、7月23日に「事実関係の確認中、今しばらく待ってほしい」という趣旨の回答があった
- 8月5日、私への聞き取りや追加資料提出の依頼は全くないまま、公益通報窓口は「報告書の公開遅延は事実だが、当該上司研究官の職務懈怠が主因とは言えず、給与の支払に不適正な点はない」という調査結果を通知し、通報対応を終了すると連絡
- 調査終了後の照会で、総括 上司研究官・所長の管理体制も調査対象とし、「不適正な給与の支払と認められる程度の問題はなかった」と評価したことを8月10日に確認

今回の対応がルールにのっとっていたかを確認するため、2種の行政文書の情報公開請求を文部科学省に対して実施

- (1) 内部公益通報に関する規程類 (2) 外部公益通報に関する規程類

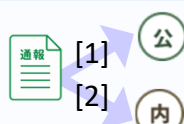
2026年における主な出来事（タイムライン）

3月13日、3月28日



- 不労疑惑および不労の可能性が十分にありと認識しながら黙認したことについて、3月13日に東京地方検察庁へ刑事告発状を送付
- 3月28日に内部告発・第3号公益通報としてウェブサイト（Wish2Reform）で情報を一般公開

3月30日～4月14日



- 3月30日に文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室（公益通報窓口）へメールで公益通報の連絡
- その後のやり取りを経て4月14日に内部公益通報窓口の案内を受領し、改めて通報書を出す

4月15日～5月1日



- 東京地方検察庁から刑事告発状等の返送物を4月15日に受領（いったん再提出を保留）
- 文部科学省 大臣官房からの資料提出依頼を受け、証拠類ファイルを出し、5月1日に正式受理の連絡を受領

5月29日～6月上旬



- 2023年度調査に基づく「博士人材追跡調査－第5次報告書－」（調査資料356）が公開
- 2022年度調査の報告書が未公開のまま、2023年度調査に基づく報告書が先に公開されたことを認識

6月19日、7月15日



- 6月19日に調査資料356の正誤表が公開されるが、サイレント修正や未修正箇所が多いことを認識
- 6月19日付の修正内容が上書きされ、全て7月15日に修正されたように見える正誤表の事実と異なるサイレント修正を確認

7月21日～7月31日



- 5月1日の正式受理後、81日間連絡がなかったため、7月21日に私から照会。メールの受領確認もないため、7月23日に電話
- 7月23日と7月31日、文部科学省 大臣官房から「事実関係を確認中」との連絡

8月5日～8月10日



- 8月5日、文部科学省 大臣官房から調査結果通知。「給与支払に不適正な点はない」として、通報対応を終了すると通知
- 追加照会に対し、管理体制に関しても「不適正と認められる程度の問題はなかった」と8月10日に回答

8月12日、8月14日



- 8月12日、文部科学省および科学技術・学術政策研究所に対し情報公開請求を実施
- 8月14日、ウェブサイト（Wish2Reform）で第2弾となる情報を一般公開

3月28日の情報発信後も確認された科学技術・学術政策研究所および文部科学省の問題

川村上席は調査資料356に関して、**公務員・研究者双方のルールに違反する数多くの「サイレント修正」**を行い、**科学技術・学術政策研究所の管理体制を含めて全く改善が見られない**。また、文部科学省 大臣官房による公益通報対応も、**通報者への聞き取りを一切行わず、調査内容をほとんど明らかにしないまま調査結果を通知し、文部科学省全体としても自浄作用が見られない**。

Wish2Reformで改めて訴えたいこと（2026年8月14日における情報発信）

公益通報については、通常の公務員組織から一定の距離にある政務三役が、通報内容と対応経過をリアルタイムで直接確認できる仕組みが必要です。また、職階の低い公務員が職階の高い公務員の指示や意向に従わざるを得ない構造を変えるため、**360度評価に相当する人事評価制度の創設等**を改めて求めます。